



日本学術会議活動報告

(平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月)

Annual Report 2015
平成 27 年 年次報告 第1編 総論



平成 26 年 10 月 1 日
第 23 期日本学術会議会員任命式



平成 27 年 2 月 5 日
学術フォーラム「科学研究における
健全性の向上」の様子



平成 27 年 5 月 7 日
安倍内閣総理大臣の
Gサイエンス共同声明の手交

平成 27 年 10 月 1 日

日 本 学 術 会 議

『日本学術会議憲章』

(平成 20 年 4 月 8 日 第 152 回総会決定)

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。この活動を担う科学者は、人類遺産である公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を自律的に遵守する。

第1項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。

第2項 日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。

第3項 日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。

第4項 日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成および女性研究者の参画を促進する。

第5項 日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。

第6項 日本学術会議は、各国の現在世代を衡平に処遇する観点のみならず、現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献する。

第7項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として持続的に活動する資格を確保するために、会員及び連携会員の選出に際しては、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に受け入れて実行する。

日本学術会議のこのような誓約を受けて、会員及び連携会員はこれらの義務と責任の遵守を社会に対して公約する。

日本学術会議活動報告
(平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月)

第 1 編 総論 目次

日本学術会議憲章	2 頁
目次	3 頁
第 1 日本学術会議会長挨拶	4 頁
第 2 日本学術会議の活動	6 頁
1. 政府及び社会に対する提言等	6 頁
2. 国際的活動	9 頁
3. 科学者ネットワークの構築	1 1 頁
4. 科学の知の普及のために	1 3 頁
5. 日本学術会議を支える3つの学術部門	1 4 頁
(1) 第一部(人文・社会科学)	1 4 頁
(2) 第二部(生命科学)	1 6 頁
(3) 第三部(理学・工学)	1 8 頁
6. 若手アカデミーの発足	2 0 頁
7. 日本学術会議の 1 0 年後見直しをめぐる動き	2 1 頁
8. 幹事会声明「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」の公表について	2 3 頁
第 3 活動記録 (平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月)	2 5 頁
(参考)科学者の行動規範(抄)	2 9 頁

第 1 日本学術会議会長挨拶



1. 第 23 期初年の活動の特徴—学術研究のあり方を考える

学術会議第 23 期の活動は昨年 10 月から始まりました。每期、半数の会員が交代するので、期初の年は、新規の委員会の準備等に時間を割かれ、提言等のアウトプットはなかなか出難い傾向があります。

それでも、今期は、9 月末までに 15 本の提言や報告、幹事会声明、会長談話等を公表しました。特に、政府の科学技術基本計画が平成 28 年 4 月から第 5 期を迎えること、国立大学の 6 年毎の中期目標・中期計画が同じく第 3 期を迎えることから、現在は科学技術に関する研究体制や研究資金制度のあり方を考える好機といえます。今期早々に、学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会を発足させ、今年 2 月に提言「第 5 期科学技術基本計画のあり方に関する提言」をまとめました。その中では、科学技術の成果が社会に還元され、社会や産業の発展に役立つようになることが重要だといういわゆる出口指向に理解を示しつつも、より深く、より広く役に立つとともに、より継続的に成果を出すためには、科学技術の基礎的な研究が、研究者の創意工夫を生かして行われ、かつ有為な人材が育つ環境づくりに留意することが重要との観点を強調しました。これを皮切りに、国立大学のあり方、オープンサイエンス、科学研究資金のあり方を検討する委員会を次々と発足させ、現在審議中です。これらの委員会はいずれも分野横断的に設けられており、学術のあらゆる分野を包含した学術会議の特長を生かしたものです。

また、7 月には、文部科学大臣の通知「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」にある、教員養成系及び人文社会科学系大学院・学部の廃止を検討せよとの点に疑問を呈した幹事会声明(日英版)を公表しました。人間と社会の存在やあり方を対象とした人文社会科学は、生命科学、理学・工学とともに、現代の学術研究の全体像を形成する不可欠の構成要素です。この件では、9 月の幹事会に文部科学省・常盤豊高等教育局長が出席し、人文社会科学系の廃止を求めたものではないとの見解を述べ、建設的な意見交換ができたことは大きな成果でした。

2. 東日本大震災復興支援と防災・減災の推進

第 22 期に注力してきた東日本大震災復興支援については、既に多くの提言等を公表してきました。しかし、福島県の東電原発事故被災地では、汚染水、県民の健康被害や健康管理、今後のエネルギー供給のあり方等の重要問題が未解決で、学術会議の東日本大震災復興支援委員会でもこれらをテーマとした 3 分科会を今期も発足させ、審議を継続しています。

また、原子力発電のあり方、原発から出る高レベル放射性廃棄物の処分問題についても継続が必要です。このうち高レベル放射性廃棄物については、本年 4 月に提言を公表しました。再生可能エネルギー供給拡大が可能であること、原発から必然的に生まれる高レベル廃棄物の処分には具体策がないことを踏まえて、原発の縮小を可能とする現実的方策に関する審議を進めることが求められています。

3. 科学研究の健全性

科学研究の健全性向上も、第 22 期に積極的に取り上げてきたテーマです。平成 25 年 1 月に公表した声明「科学者の行動規範—改訂版—」以降、多くの提言・会長談話・回答等を公表してきました。今期に入ってから、国公立大学の各協会等と共同でまとめた共同声明「科学研究の健全性

向上のための共同声明」(日英版)、文科省からの審議依頼に対応して二重投稿、オーサーシップやデータ等の保存期間等のあり方、研究倫理教育の参照基準等を示した回答「科学研究に関する健全性の向上について」を公表しました。現在、国内の大学等の研究機関で、研究倫理に関する学習プログラムに基づく研修が行われています。その進展を見守りつつ、健全な研究の方法とルールを定着させる努力を続けていきます。

4. 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準、その他の活動

大学教育各分野で、標準的に学習すべき項目を示すことで、その質を高めていこうという狙いで始まった参照基準作成も、今期になってから、社会福祉学、電気電子工学を取りまとめ、累積では、20 分野で作成しました。加えて、現在 12 分野で審議が行われており、これらがまとまることによって大学教育の大部分の分野について日本学術会議の参照基準が存在することになります。

また、2020 年(平成 32 年)のオリンピック・パラリンピック東京大会に関連して、受動喫煙防止条例を設けるべき、あるいは国立競技場の建設で明治神宮の森と小河川を重視するべきという提言を出しました。

5. 国際活動

引き続き活発な国際活動を展開してきました。

前期から取り組んできた新しい国際研究プログラムである Future Earth では、国際的な研究推進体制が整えられました。日本も積極的に関わり、評議会、科学者委員会、関与委員会等に参加しているほか、新たに発足した国際事務局においても 5 ヶ国に分かれたネットワークの一つを担うことになりました。

先進国首脳会議に科学者からの意見を反映させるために主要国アカデミーが共同声明をまとめる G サイエンス学術会議は 2015 年(平成 27 年)にはドイツで開催され、「感染症と抗菌剤耐性：その脅威と対策」、「顧みられない熱帯病」、「海洋の未来：人間の活動が海洋システムに及ぼす影響」について共同声明を公表しました。

アジア学術会議は、5 月にカンボジアで開催され、新たにインド、パキスタンの科学アカデミーが加わるなど発展しています。

また新たに加わった ISSC、AASSA との交流も深まっています。

防災・減災に関しては、1 月に東京大学、ICSU、国連とともに「防災・減災に関する国際研究のための東京会議」を主催し、その成果を 3 月に仙台で行われた国連の第 3 回国連防災世界会議に生かし、今後の防災減災における科学技術の重要な役割が共有されることになりました。

6. 会長としての活動

国内外の諸会議に、3 人の副会長の皆さんと手分けしながら参加しました。幹事会便りへの短いメッセージのほか、毎号「学術の動向」の会長メッセージ欄に寄稿させていただいており、諸問題に関する会長としての考えを皆さんにお伝えしてきました。



H26. 10. 1、第 23 期日本学術会議会長
就任挨拶をする大西会長

第 2 日本学術会議の活動

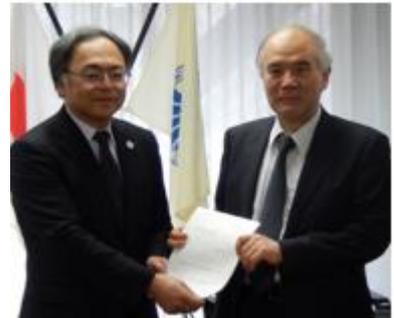
1. 政府及び社会に対する提言等

学術会議は、我が国が抱える課題とその対策、学術振興や人材育成等に関する提言・報告等を、政府や社会に向けて表出している。23 期 1 年目である本年度（平成 26 年 10 月から平成 27 年 9 月まで）は、大学教育の分野別質保証に関連する報告を含め、合計 9 本の提言等が公表された。

以下、分野別委員会の分科会が表出した提言等（大学教育の分野別質保証に係るものを除く。）以外の 6 本について紹介する。

(1) 政府からの審議依頼及び政府の方針への対応

平成 26 年 7 月に文部科学省科学技術・学術政策局長から科学研究における健全性に関する審議依頼を受け、学術会議では、幹事会附置委員会「科学研究における健全性の向上に関する検討委員会」の下に「研究健全性問題検討分科会」（小林良彰委員長）を設置し、審議を開始した。広く一般に意見を聴くために開催した日本学術会議主催学術フォーラム「科学研究における健全性の向上－研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインへの対応－」（平成 27 年 2 月 5 日、学術会議講堂）は 400 名を大幅に上回る聴衆を集め、平成 27 年 4 月 1 日に迫った「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」



H27. 3. 6、大西会長から、文部科学省科学技術・学術政策局長へ回答を手交

（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）の適用に関する報告、そして、それに対する活発な質疑応答が交わされた。研究倫理教育に関するプログラムや研究不正対応に関する規程のモデルなど、5 つにまとめた

[回答「科学研究における健全性の向上について」](#)は、平成 27 年 3 月 6 日、上記局長への手交と同時に公表された。

平成 7 年公布・施行の「科学技術基本法」に基づき、5 年ごとに出される科学技術基本計画の策定に対して、学術会議は、人文・社会科学から生命科学、自然科学等に及ぶ学術の総合的発展を重視する立場を主張してきた。「学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会」（土井美和子委員長）から出された[提言「第 5 期科学技術基本計画のあり方に関する提言」](#)は、平成 27 年 2 月 27 日付けで公表された。大学等のあり方、基礎研究の重要性、国際社会における我が国の学術のリーダーシップについてという 3 点に練り上げられた同提言は、引き続き、科学技術政策の動きや学術の拠点としての大学（とりわけ国立大学）のあり方を検討する分科会や人文・社会科学の振興に関する分科会などが継承し、審議を続ける。

[提言「科学者コミュニティにおける女性の参画を拡大する方策」](#)は、「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月策定予定）への反映を念頭に置き、科学者委員会男女共同参画分科会（井野瀬久美恵委員長）が行った集中審議の成果である。同分科会は、前期、内閣府男女共同参画局長からの審議依頼「科学者コミュニティにおける政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する方策の審議について」を受け、学術協会調査を実施し、その結果を報告「学術分野における男女共同参画促進のための

課題と推進策」としてまとめている。本提言は前期の報告を基盤として、現在各組織で実行されたポジティブ・アクションの機能実態を調査・評価・公表・是正勧告する権限を有する専門機関の設置を求める等、学術の世界で男女共同参画を実質的に推進する施策を5つにまとめた。本提言は、内閣府からの審議依頼への回答という位置付けもあり、平成 27 年 8 月 6 日、井野瀬委員長から内閣府男女共同参画局長への手交を行った。

(2) 東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故に関わる提言

学術会議では、内閣府原子力委員会委員長からの審議依頼に対して、「高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会」（今田高俊委員長）は、平成 24 年 9 月に回答「高レベル放射性廃棄物処分について」を出した。その後、この提言を政府等が政策等に反映しやすくするためにより一層の具体化を図るべきだという認識の下に、平成 25 年 5 月、課題別委員会「高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会」（今田高俊委員長）が設置された。同委員会は、具体的な方策を「技術と社会」という総合的視点から検討を重ね、平成 27 年 4 月 28 日、高レベル放射性廃棄物の「暫定保管」「最終処分」の問題を国民的合意形成プロセスと連携させる提言「[高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言—国民的合意形成に向けた暫定保管](#)」にまとめ、公表した。

(3) 大学教育の分野別質保証に関する報告

学術会議では、文部科学省高等教育局長からの審議依頼を受け、平成 22 年 7 月 22 日、回答「大学教育の分野別質保証のあり方について」を発出したが、その後も引き続き、各分野における参照基準の策定を進めている。

第 23 期 1 年目では、平成 27 年 6 月 19 日に[報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：社会福祉学分野」](#)（社会学委員会社会福祉学の参照基準検討分科会、白澤政和委員長）が、平成 27 年 7 月 29 日に[報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：電気電子工学分野」](#)（電気電子工学委員会電気電子工学分野の参照基準検討分科会、保立和夫委員長）が、それぞれ出された。



これで、合計 20 分野から参照基準が出されたが、今後、さらに未発出の専門分野での検討とともに、既出の参照基準については、それがどれくらい実際に「参照」されているのかの検証が必要になってくる。また、例えば、人文・社会科学分野については、各専門分野が育む汎用能力に関して、社会や国民により理解しやすい具体的な表現にすべく、再検討を行っていく予定である。

提言等は、日本学術会議 HP に掲載されている。

<http://www.scj.go.jp/ja/info/index.html>

(4) 提言等の提出時の最終確認チェックシートの導入

科学と社会委員会及び同課題別審議等査読分科会（ともに井野瀬久美恵委員長）では、提言等の意思の表出に際して、作成者が内容を最終確認し、また、査読の円滑化・透明化をも図るべく、「提言等の提出チェックシート」（以下「チェックシート」という。）の導入を検討し、幹事会での決定を経て、平成 27 年 4 月から運用を開始した。表題と内容との一致、委員会・分科会の設置趣旨との整合性、論理展開、読みやすさ、データや出典等の掲載状況、引用の適切さ、既出の提言等との関係など、チェックシートを構成する 11 項目は、会長メッセージ「提言等の円滑な審議のために」（平成 26 年 5 月 30 日）に基づいている。チェック項目の多くが「はい」又は「いいえ」による記載だが、運用しながらバージョンアップを図る中で、提言対象については具体的な行政機関の部局名の記入をお願いしている。



チェックシートは、日本学術会議 HP に掲載されている。
<http://www.scj.go.jp/ja/scj/ki-soku/119.pdf>

学術会議の発信力をめぐっては、科学技術担当大臣の下で開催された「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」においても、度々、その「弱さ」が指摘されてきた。学術会議が何にどのようにこだわってきた/いるのか、そのこだわりはその後どうなったのか、政策等に反映されたのかなど、学術会議の「意思の表出」全体を俯瞰的に眺める必要もある。提言等の作成負担をあまり増やさず、各委員会・分科会で議論された中身をわかりやすく、それぞれの「外部」に伝えるために、引き続き運用しながら、チェックの中身をバージョンアップしていきたい。

● 意思の表出の種類

種類	説明
答申	政府からの日本学術会議法第 4 条各号に掲げる事項に関する諮問に対し、意見を具申すること。
勸告	日本学術会議法第 5 条各号に掲げる事項に関し、政府に勸告すること。
要望	日本学術会議法第 5 条各号に掲げる事項に関し、学術会議が政府及び関係機関等を実現を望む意思表示をすること。
声明	日本学術会議法第 5 条各号に掲げる事項に関し、学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。
提言	日本学術会議法第 5 条各号に掲げる事項に関し、部、委員会又は分科会が実現を望む意見等を発表すること。
報告	日本学術会議法第 5 条各号に掲げる事項に関し、部、委員会又は分科会が審議の結果を発表すること。
回答	関係機関からの審議依頼（日本学術会議法第 4 条の諮問を除く。）事項に対し、学術会議が回答すること。

2. 国際的活動

学術会議の国際活動として、国際委員会及びその中に置かれた分科会の委員の皆様のご尽力により、さらなる発展の努力を重ねてきた。国際委員会及びその傘下のそれぞれの分科会の活動については各論報告を参照されたい。

(1) 各国アカデミーとの交流

① **G サイエンス学術会議** 2015 年（平成 27 年）の G7/8 サミットの議長国であるドイツの科学アカデミー・レオポルディーナの主催により、平成 27 年 2 月 23～24 日にドイツ・ハレ及びベルリンで開催された。今回の共同声明のテーマは、「感染症と抗菌剤耐性：その脅威と対策」、「顧みられない熱帯病」、「海洋の未来：人間の活動が海洋システムに及ぼす影響」の 3 本であった。日本学術会議からは、花木副会長に加え、植松光夫特任連携会員（東京大学大気海洋研究所）、平山謙二特任連携会員（長崎大学熱帯医学研究所）の 3 名が出席し、活発な議論に貢献した。その後、各国アカデミーによる調整を経て、感染症、熱帯病、海洋をテーマとした 3 本の共同声明の形にとりまとめられ、日本では 5 月 7 日（木）に公表され、同日に大西会長から安倍内閣総理大臣に手交した。

なお、2016 年（平成 28 年）は日本がサミット議長国となるため、G サイエンス学術会議も日本学術会議主催の下、開催する予定である。

② **二国間交流** イスラエル科学人文アカデミーとの交流覚書に基づき、水管理に関するシンポジウムをエルサレムにおいて開催し、花木副会長に加えて専門家 3 名が参加した。世界工学会議 2015 開催に関連してクウェート工学会と協力覚書を交換した。平成 27 年 9 月、北京を訪問した大西会長が、中国科学技術協会との交流覚書に調印した。その他の交流として、平成 27 年 9 月、日本学術会議主催公開シンポジウム「フランス・日本シンポジウム：スマートシティ」を開催した。

(2) 国際学術団体等への貢献

日本学術会議では、昭和 24 年より国際科学会議（以下、ICSU）などの国際学術団体に日本の代表機関として加入しており、分担金の支払いの他、総会、理事会等への代表派遣を行うことにより、世界の学会との連携を深め、学術に関する国際的な研究の連絡を促進し、学術の発展に貢献している。

① **国際科学会議（International Council for Science: ICSU）** 本年 6 月、井野瀬久美恵副会長が、ICSU の三大政策委員会の 1 つである「科学研究における自由と責任に関する委員会（CFRS；Committee on Freedom and Responsibility in the conduct of Science）のメンバーとして選出された（任期は本年 10 月から 2018 年 9 月までの 3 年）。

また、IAP（the global network of science academies）、IAC（InterAcademy Council）及び IAMP（InterAcademy Medical Panel）を統合した、新生 IAP（InterAcademy Partnership）の設立に向けた議論は、本年 9 月までにメンバー国の意思を集約する段階まで進展している。

(3) 共同主催国際会議の開催及び選考

平成 26 年 10 月から平成 27 年 9 月までに、8 件の共同主催国際会議を開催し、そのうち 2 件について皇室の御臨席を賜った。また国際会議 9 件を後援した。さらに平成 26 年 11



国際第四紀学連合第 19 回大会（H27. 7. 27～8. 2（名古屋））で天皇陛下ご臨席の下、開会挨拶を行う大西会長

月から平成 27 年 2 月にかけて、平成 29 年度開催予定国際会議との共同主催の審査を行い、5 件を決定した。なお、保留とした 2 件は、平成 28 年 2 月末までに最終的な結論を出す予定である。

(4) 持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議



H27.1、防災・減災に関する
国際研究のための東京会議

日本学術会議は平成 15 年以来、毎年、本会議を主催している。平成 26 年度は、7 月に「地球持続性に向けた学術の統合と人材育成」をテーマに国際会議を開催したのに加え、平成 27 年 1 月に、東京大学等と共催して「防災・減災に関する国際研究のための東京会議」を開催した。本会議は、小池俊雄連携会員が中心となり国際委員会の下に「防災・減災に関する国際研究のための東京会議分科会」を設け、企画・立案、実施準備を行ったもので、大西会長、花木副会長に加え、多くの会員、連携会員が参加した。本会議では、同年 3 月の国連防災世界会

議に向けて、科学技術の果たす役割に関する「東京宣言」を採択した。その後、国連防災世界会議開催期間中の 3 月 15 日、内外の学術機関等との共同でワーキング・セッション「防災・減災政策決定における科学・技術の応用」を企画・実施し、同セッションにおいて「東京宣言」について改めて確認した。

(5) アジア学術会議

本年 5 月、カンボジアのシェムリアップにて「SCIENCE AND TECHNOLOGY FOR CULTURE」をテーマに、第 15 回アジア学術会議が開催された。日本からは、大西会長、花木副会長、アジア学術会議事務局長の吉野博第三部会員、シンポジウムの発表者として、羽場久美子第一部会員、春日文子連携会員、米田雅子連携会員が参加した。会議には、理事会の他、国際シンポジウム、共同プロジェクトワークショップ等が開催され、16 か国・地域から 170 名以上が参加した。



H27.5、アジア学術会議（カンボジア）

(6) フューチャー・アース活動の推進

2014 年 7 月、カナダ、フランス、スウェーデン、米国とともに、分散型連携事務局連合を形成することが決定した後、本年 5 月に日本ハブ事務局長決定し、事務局活動が本格始動している。

また、プロジェクトの推進にかかる点については、2014 年（平成 26 年）10 月ストックホルム、本年 4 月モントリオールにおいて本部事務局会合が開催され、春日文子連携会員、福士謙介特任連携会員らが参加した。その後、6 月 1 日～5 日の日程で、ウィーンにてフューチャー・アース評議会、関与委員会、科学委員会合同会合が開催された。関与委員会、科学委員会合同会合には、春日文子連携会員、福士謙介特任連携会員が参加し、評議会には、花木副会長、春日文子連携会員が参加した。この関与委員会、科学委員会合同会合においては、知識行動ネットワーク（knowledge Action Network）を構築していくことが決定している。

なお、平成 27 年 11 月に日本において、評議会、関与委員会、科学委員会の合同会合が日本にて開催される予定となっている。

3. 科学者ネットワークの構築

日本学術会議は、内外に対する我が国の科学者の代表機関として、科学の向上発達と行政、産業及び国民生活に科学を反映し浸透させることをその任務としている。そのためには、科学者コミュニティの中核機関として、人文・社会科学、生命科学、理学・工学の科学・技術、すなわち、学術のすべての分野の科学者の意見を集約するとともに、普遍的で、俯瞰的、複眼的な観点から、日本社会、国際社会への助言・提言活動も促進していくことが求められている。科学者委員会等では、このような科学者コミュニティにおける意見を集約するために、新たな相互のネットワークの構築に向けた活動を行っている。

(1) 科学者委員会

科学者委員会では科学者間の連携に関して、日本学術会議協力学術研究団体の指定、地区会議との連携などの審議を行うとともに、委員会に設置されている7分科会をとりまとめている。

なお、今期科学者委員会では、分科会の在り方につき検討しており、いくつか制度変更を行っている（後述のとおり）。

①日本学術会議協力学術研究団体の指定

日本学術会議協力学術研究団体指定への新規申請に対する審査を行っている。平成26年10月以降、34団体（アメリカ教育学会、特定非営利活動法人環境経営学会、（一社）環境放射能除染学会、観光情報学会、看護理工学会、関西教育学会、自然環境復元学会、（一社）実践教育訓練研究協会、昭和文学会、心理科学研究会、全国公衆衛生関連学協会連絡協議会、体育史学会、体力・栄養・免疫学会、日本オフィス学会、日本下垂体研究会、日本看護技術学会、日本給食経営管理学会、日本教育福祉学会、日本グローバル教育学会、日本経営実務研究学会、日本交通学会、日本災害復興学会、日本サンゴ礁学会、日本自殺予防学会、日本湿地学会、日本周産期メンタルヘルス学会、日本バイオセーフティ学会、日本ハンドボール学会、日本ファーマシューティカルコミュニケーション学会、日本腐植物質学会、日本プラント・ヒューマンファクター学会、（一社）日本補体学会、日本臨床教育学会、貧困研究会）を協力学術研究団体として認め、これまでと合わせて1,998団体になった（平成27年7月末現在）。

また、協力学術研究団体の質の向上と日本学術会議との一層の連携強化、協力学術研究団体制度の適正な運用を図るための基礎データを得ることを目的として、公益財団法人日本学術協力財団及び国立研究開発法人科学技術振興機構とともに、協力学術研究団体実態調査を継続的に実施することとした。

②地区会議との連携

地区会議は、地域の科学者との意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、全国を7ブロックに分けて活動している。各地区会議は、平成26年10月～平成27年9月に、盛岡市、津市、熊本市、札幌市（2回開催）、大分市、松江市、富山市、高知市、福岡市の各都市において学術講演会や地域科学者との懇談会を開催するとともに、地区会議ニュースを発行した。

なお、地域科学者との交流を深めるために、地区会議の学術講演会等には会長又は副会長が出席している。

③その他の活動の状況

(i) 広報関係

広く横断的に情報発信を展開していくという趣旨で、科学者委員会の傘下で『学術の動向』（月刊学術情報誌）の編集協力を行っていた「広報分科会」と、科学と社会委員会の傘下で『サイエンスカフェ』（科学の専門家と一般の人々が、比較的小規模な場所で気軽に科学について語り合う場）の企画等を行っていた「科学力増進分科会」が合併し、23期より新たに広報・科学力増進分科会として広報関係などについて審議を行っている。

広報・科学力増進分科会では、日本学術会議パンフレットの作成等を行ったほか、広報活動の柱の一つである『学術の動向』においては、2014年（平成26年）に赤崎・天野・中村博士がノーベル物理学賞を受賞されたことから、特別企画を設け関係分野の方々から多様な視点等に立脚した解説記事を掲載した。

(ii) 男女共同参画関係

男女共同参画分科会において、科学に関する男女共同参画の推進に関することを議論している。現在、内閣府男女共同参画局において策定過程にある「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月策定予定）を念頭に置いて、提言「科学者コミュニティにおける女性の参画を拡大する方策」を策定し、平成27年8月、内閣府男女共同参画局長に手交した。

(iii) 学術の大型研究計画検討関係

学術の大型研究計画検討分科会において、関係省庁等と意見交換を行うとともに、会員及び前回「学術大型研究計画」の応募者に対してアンケート調査を行い、その結果を踏まえつつ、今会期における「学術大型研究計画」の公募・策定プロセスの方針について審議を行った。

(iv) その他

組織運営等検討分科会は、設置以降活動実績がなく、今期においても、対応すべき案件が見当たらず、活発な活動が見込めないことから、科学者委員会運営要綱（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）を改正し、廃止した。

(2) 日本学術会議主催学術フォーラム

国民の関心の高い問題を中心にテーマを設定し、当該テーマに係る最先端の研究動向、学術上の論争、関連する審議の状況等を紹介するとともに、これらについての国民の意見・要望を聴取し、もって国民との間で直接的かつ双方向の対話を行うことを目的として、学術フォーラムを開催している。

平成26年10月～平成27年9月には、「東日本大震災・阪神淡路大震災等の経験を国際的にどう活かすか」、「乳児を科学的に観る－保育実践政策学のために－」、「われわれはどこに住めばよいのか？～地図を作り、読み、災害から身を守る」、「アジアのメガシティ東京 その現状と日本の役割」などを日本学術会議講堂において開催した。また、平成27年9月には、生物環境工学会2015宮崎大会開催に併せて「情報システムの利活用による農業の産業競争力向上」をシーガイアコンベンションセンターにおいて開催した。

(3) 会員・連携会員向けの電子掲示板

会員及び連携会員が利用できる公式の電子掲示板が設置されており、幹事会や各部・委員会・分科会における意見交換や資料掲載などに利用されている。

4. 科学の知の普及のために

(1) <知の航海>シリーズの発行

科学と社会委員会「知の航海」分科会（萩原一郎委員長）では、岩波ジュニア新書編集部と連携して、「知の航海」シリーズを企画、執筆支援を行っている。第23期1年目は、近刊予定の査読を議論するとともに、読まれやすいジュニア新書の傾向を分析し、「比較的大きなテーマをわかりやすく解説する」

「ユニークな切り口」「軽い文体」の入門書について、iPS細胞の臨床応用やロボットとの共生といった具体的な仮テーマの選定を行った。

(2) サイエンスカフェ、サイエンスアゴラ等

学術会議が毎月2回程度のペースで開催しているサイエンスカフェは、首都圏のみならず、地方での開催も増えた。第23期1年目に採り上げられたテーマを列挙しておきたい。

「ヴァイオリンの科学!? 秋の夜長、名器の優雅な音色が謎を呼ぶ」「腸は、超やばい!」「サンゴ礁の再生を目指して—自然環境保全・再生のための水・物質輸送の制御—」「宇宙での生命探査」「サンゴの一斉産卵の謎」「第五回音楽と科学の協奏」「“赤ちゃん学”ヒトの始まりの科学」「巨大災害とこれからのまちづくり」「水がまわれば暮らしもまわる～開発途上国の貧困をトイレから解決～」「セキュリティ研究の最前線」「日本近海のダイオウイカを探る」「核燃料サイクルを考える—環境社会学の視点から」「元素の魅力—その誕生から最先端科学技術の主役まで」「偉大なる横隔膜：哺乳類とヒトの進化の立役者」「科学技術政策が生みだす<科学ブーム>と神話—その喪失を超えて—」「一人暮らしも寂しくない—ロボットが仲介するコミュニケーション」「がん診断装置をつくる」「ISIL（アイシル）（いわゆる「イスラム国」）はイスラームではないのか—近現代イスラーム思想史から考える」「海洋の酸性化とクリオネに迫る危機!」「関孝和と和算」「光の本質に迫る：光の波動性と量子性」

また、平成26年11月7日～9日、日本科学未来館等で開催されたサイエンスアゴラには、科学者委員会・科学と社会委員会合同広報・科学力増進分科会（小松久男委員長）が、「高校で学ぶべき科学とは?～次期学習指導要領に望むもの」と「科学・技術でわかること、わからないこと PartIV～地震・津波研究の現状とその進展のための人材育成を中心として」を企画、出展した。若手アカデミー発足直前の第22期若手アカデミー委員会メンバーによる「若手研究者たちと考える、君達の、そして日本の未来」も出展された。

科学者委員会・科学と社会委員会合同広報・科学力増進分科会と科学者委員会男女共同参画分科会は、平成27年8月6日～8日、独立行政法人国立女性教育会館と共催で「平成27年度女子中高生夏の学校2015～科学・技術・人との出会い」を開催した。

これまでに発行された<知の航海>シリーズ

第1期（既刊）

- 鷲谷いづみ著『さとやま』 平 23. 6. 21
- 広瀬茂男著『ロボット創造学入門』 平 23. 6. 21
- 蓼沼宏一著『幸せのための経済学』 平 23. 6. 21
- 大野竜三著『タバコと私たち』 平 23. 7. 20

第2期（既刊）

- 田中優子著『グローバリゼーションのなかの江戸』 平 24. 6. 20
- 藤嶋昭著『光触媒が未来をつくる』 平 24. 1. 20
- 辻村みよ子著『代理母問題をかんがえる』 平 24. 9. 20
- 美馬のゆり著『理系女子の生き方のススメ』
平 25. 12. 20
- 酒井啓子著「中東から世界が見える～イラク戦争から『アラブの春』へ」 平 26. 3. 20

5. 日本学術会議を支える3つの学術部門

(1) 第一部（人文・社会科学）

①構成と運営

第一部には、言語・文学、哲学、心理学・教育学、社会学、史学、経済学、地域研究、法学、政治学、経営学の10の関係する分野別委員会が置かれ、そのもとに約80の分科会が設置されている。また、第一部附置の分科会として、前期から継続している国際協力分科会、今期に新設した科学と社会のあり方を再構築する分科会、人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会、総合ジェンダー分科会が置かれている。

部の運営は、第一部の全会員による年3回の部会、役員（部長、副部長及び幹事）及び分野別委員長によって概ね隔月に開催される拡大役員会を軸に行なわれ、日常的には役員会が第一部会員である副会長と連携しつつ進める、という形をとっている。

②第23期の活動方針

今期は、①社会への発信（社会が直面する重要な諸課題を自主的にとりあげ、学術の観点から審議した結果を社会に発信すること）、②人文・社会科学の振興（大学政策・科学技術政策・学術政策の動向について認識を共有しつつ、人文・社会科学の学術基盤を充実させるために必要な政策を提言する）、③国内外の科学者コミュニティとの結びつきの強化、を3つの柱として活動を行なうことを方針としている。

③第23期1年目の活動

(i) 部会の開催

10月と4月の総会時の部会のほか、平成27年8月10～11日には福島市において夏季部会を開催した。併せて、部会の会議に先だって公開シンポジウム「震災復興の今を考えるーこども・文化・心をつないで」（福島大学・福島大学うつくしまふくしま未来支援センターと共催）を開催し、会議のあとには多数の会員有志が伊達市・飯館村から浜通りにかけての被災地を訪問した。

(ii) 人文・社会科学の役割とその振興

まず、人文・社会科学を含む学術に対する総合的視点などを学術会議の基本的立場として確認した「[第5期科学技術基本計画のあり方に関する提言](#)」（平成27年2月27日）の作成に積極的に加わった。

平成27年6月8日、国立大学法人の組織の見直しに際して「特に教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院について」「組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めることとする」という文言を含む、国立大学法人等に宛てた文部科学大臣の通知が出された。第一部ではこの問題を重視し、会員・連携会員の間での意見交換を組織するとともに、日本学術会議として何らかの意見表明を行なうことが望ましい旨、問題提起を行なった。

その結果、平成27年7月23日に[幹事会声明「これからの大学のあり方ー特に教員養成・人文社会科学系のあり方ーに関する議論に寄せて」](#)が公表された。さらに同7月31日には公開シンポジウム「人文・社会科学と大学のゆくえ」を開催し、約370名の参加者とともに、多面的な議論を行なった。今後、第一部が直接統括する分野別委員会分科会である「人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会」などを通じて検討を深めるとともに、日本学術会議全体の課題とし

て引き続き取り組んでいくことにしている。

(iii) 科学と社会との関係

第一部では、第 22 期以来、東日本大震災・福島第一原発事故の提起した問題のひとつとして、科学と社会との関係のあり方の見なおしという課題を重視し、今期は第二部、第三部関係の会員・連携会員をも含む「科学と社会のあり方を再構築する分科会」を設置した。この分科会では、これまでに公表された日本学術会議の 3.11 関係の提言類をふり返り、相互の関係や残された課題を明らかにするという作業を行なっている。

上記のように、平成 25 年に続いて福島市を夏季部会の開催地として選んだことも、このような第一部の姿勢を反映したものである。

(iv) 国際活動

第一部の国際活動は、第 22 期に日本学術会議の ISSC（国際社会科学評議会）への加盟が認められるなど、新たな可能性が生まれつつある。

まず、AASSREC（アジア社会科学研究協議会連盟）は、2015 年（平成 27 年）4 月 27～29 日に、第 21 回隔年総会・大会を台湾において開催した。国際協力分科会は、1 月に「アジアのメガシティ東京」と題して準備会を開催し、7 月 11 日には、台湾会議の報告も兼ねて「アジアのメガシティ東京—その現状と日本の役割」と題する学術フォーラムを開催した。

2015 年（平成 27 年）5 月 29～31 日には、IFSSO（国際社会科学団体連盟）が第 22 回隔年総会・大会を成城大学で開催した。第一部国際協力分科会は、3 日目に行われた「大学とグローバル化—いま人文社会系大学の国際化のために求められていること」と題するシンポジウムを共催した。

(v) シンポジウム

上記のシンポジウムのほかに、各分野別委員会・分科会は学協会等と協力して以下のような公開シンポジウムを開催した。「グローバル人文学の可能性と課題」（哲学委員会・哲学系諸学会連合・日本宗教研究諸学会連合、平成 26 年 12 月 6 日）、「現代の雇用危機を考える」（社会学委員会・社会学系コンソーシアム、平成 27 年 1 月 24 日）、「グローバル化中での国際報道と公共放送の役割」（社会学委員会メディア・文化研究分科会、3 月 14 日）、「地域史料に未来はあるか？—史料の保存利用と地域のアイデンティティ」（史学委員会・日本歴史学協会、6 月 27 日）、基礎法学総合シンポジウム「動物と法」（法学委員会・基礎法学系学会連合、7 月 4 日）、「若者の投票率をいかに向上させるか—選挙権年齢の 18 歳への引き下げに寄せて」（政治学委員会政治過程分科会・明治大学政治制度研究センター、7 月 18 日）、「日本語の歴史的典籍データベースが切り拓く研究の未来」（言語・文学委員会科学と日本語分科会・国文学研究資料館ほか、7 月 25 日）、「歴史教育の明日を探る—『授業・教科書・入試』改革に向けて」（史学委員会歴史学とジェンダーに関する分科会・同歴史認識と歴史教育に関する分科会ほか、8 月 1 日）。また、日本学術会議主催して開催した第一部関連の学術フォーラムとして、「経済社会の変化に対応した経営学大学院のあり方」（日本学術会議・経営関連学会協議会ほか、2015 年 3 月 22 日）、「アジアのメガシティ東京—その現状と日本の役割」（日本学術会議、7 月 11 日）がある。

(vi) 学協会との連携

第一部では、独自のニューズレターを年に数回発行するのが伝統となっている（日本学術会議のウェブサイトに掲載）。第 1 年目には、11 月、3 月、8 月に発行した。今期は、その内容を充実させるとともに、学協会との連携の手段のひとつとして位置づけることとし、それぞれのウェブサイトでもリンクを張っていただくよう要請した。

(2) 第二部（生命科学）

① 構成と運営

第二部は近年進展が著しい生命科学に関して、生命を理解する知を体系化し、その基盤を構築すると共に、人類の福祉、社会の進歩に貢献することを目的に活動を行っている。活動においては常に社会的意義を念頭に、第一部・第三部とも連携を図り、科学者コミュニティのリーダーとしての役割を果たすことを活動の基本方針としている。

第二部は生命科学全般を包含した幅広い研究領域の科学者により構成されており、当部に関係して設置されている分野別委員会は、基礎生物学、統合生物学、農学、食料科学、基礎医学、臨床医学、健康・生活科学、歯学、薬学の計 9 委員会である。また、環境学委員会を他の部と共同で設置しており、この委員会は融合領域分野として活動している。分野別委員会は委員長、副委員長、幹事（2 名）を中心にそれぞれの分野における課題を大所から議論しているが、第二部に関連する諸課題に対して的確かつ迅速に対応するために分科会を設置している。既に、第二部が直接統括する分野別委員会分科会あるいは分野別委員会の下の分科会として 89 分科会（及び分科会の下に 2 小委員会）が組織されており、これらの分科会には各課題の専門家として会員、連携会員、特任連携会員が委員として参画し、精力的な討議が行われている。討議した内容は最終的に提言あるいは報告などの形でまとめられ、外部発信される事になる。

第二部会は 69 名の会員（平成 27 年 9 月に定年退職した会員 1 名を除く。）で構成されている。部会は 4 月、10 月の総会時及び 7 月又は 8 月の夏季に開催し（3 回/年）、第二部としての運営方針及び重要案件について討議し、決定している。更に、部長、副部长、幹事（2 名）からなる第二部役員会あるいは生命科学系の副会長を加えた拡大役員会を随時開催し、直近の重要課題への対応及び情報の共有が行われている。また、第二部役員はいずれも幹事会のメンバーとして第二部の課題のみならず、部を超えて学術会議全体が抱える課題に対しての議論に関与することで、学術会議の意志決定に参画している。

② 第 23 期の活動方針

部の活動の源泉は分野別委員会に設置されている分科会の活動であり、23 期においては活動の一層の活性化を促し、活動内容の充実をはかる。生命科学を研究領域とする第二部においては、近年 iPS 細胞に代表されるように生命研究の飛躍的進展に伴って、研究のあり方が劇的に変化してきている。これに呼応するように、日本医療研究開発機構（AMED）の設立など従来の枠組みとは異なる制度が整備されつつある。第二部では、研究者団体である学協会と連携し、研究/教育現場の声を的確かつ迅速に吸い上げ、分野間の連携も促し横断的な議論の場を構築し科学研究の進展に寄与する。また若手人材の育成・女性研究者の登用も重要課題であり、更に科学者コミュニティの立場から東日本大震災に対する復興支援も引き続き推し進めている。

< 今期の具体的課題 >

・ 生命科学研究の進展及び充実

ア. 大型研究計画と生命科学研究、イ. AMED と生命科学研究、ウ. 研究不正と生命

科学研究、エ. 第一部/第三部など学際領域における生命科学研究のあり方

・人材の育成

ア. ポスドク問題、イ. 少子化と大学のあり方、ウ. 女性研究者*、ワークライフバランス

・東日本大震災復興支援

ア. 生命学者による復興計画支援、イ. 放射能汚染/廃棄物と生命科学研究

*第二部の補欠会員の選考において、会員としての適格性と共に女性及び若手の観点を重視することとした。

③第 23 期 1 年目の活動

(i) 部会の開催 (平成 27 年 10 月 27 日に連携会員 (第二部関係) への説明会も開催)

・第 1 回部会：平成 26 年 10 月 2 日開催

役員を選出/指名等の後、23 期における活動全般についての質疑応答が行われた。

・第 2 回部会：平成 27 年 4 月 9 日、10 日開催

主たる議事は若手/人材の育成、研究不正に対する取り組み、第 5 期科学技術基本計画のあり方、大型研究計画マスタープラン、AMED における医薬/医療関係研究費、生物多様性条約名古屋議定書など。

・第 3 回部会：平成 27 年 8 月 4 日、5 日開催

冒頭に会長より「日本学術会議の最近の活動の概要」の紹介の後、「学術の大型研究計画検討分科会」、「生命科学における公的研究資金のあり方検討分科会」(第二部が直接統括する分野別委員会分科会)、「学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会」、「学術研究推進のための研究資金制度の在り方に関する検討委員会」(課題別委員会)の経過報告と質疑応答が行われた。G サイエンス学術会議の共同声明テーマ案の策定等の概要が紹介され、積極的な国際活動の観点から第二部から複数のテーマ提案などが議論された。

(ii) 生命科学分野の提言・報告**

- ・[提言「東京都受動喫煙防止条例の制定を求める緊急提言」](#) (健康・生活科学委員会・歯学委員会合同脱タバコ社会の実現分科会) …オリンピック/パラリンピックの東京開催に向けて公共の場での受動喫煙防止条例の制定を求める緊急提言

**上記以外に第二部会員が関与した提言として「[科学者コミュニティにおける女性の参画を拡大する方策](#)」、「[高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言－国民的合意形成に向けた暫定保管](#)」、「[神宮外苑の環境と新国立競技場の調和と向上に関する提言](#)」、「[第 5 期科学技術基本計画のあり方に関する提言](#)」を発出している。

(iii) 生命科学分野のシンポジウム

第二部においては、平成 26 年 10 月から平成 27 年 9 月の期間で 25 件の公開シンポジウムと 1 件の学術フォーラムを開催した。その内訳は、東日本大震災関係：5 件、人材育成/教育関係：4 件、基礎研究関係：4 件、健康/疾病関係：6 件、農業/食料等関係：4 件、博物館関係：3 件である。

(3) 第三部（理学・工学）

①構成と運営

第三部は、理学・工学分野の科学者により構成されており、環境学、物理学、地球惑星科学、数理科学、情報学、化学、総合工学、電気電子工学、機械工学、土木工学・建築学、材料工学の 11 の関係する分野別委員会を有する。さらに、これらの分野別委員会の下に 102 の分科会及び 98 の小委員会が組織され、各分野に関わる課題について審議している。

なお、環境学委員会は、第二部と共同で運営される分野別委員会として位置付けられている。

②第 23 期の活動方針

第 22 期に引続き、第三部の専門知を活かして、東日本大震災からの復興支援に関わる取組みや防災・減災のための活動を積極的に行なう。

また、第 22 期に公表された、提言「学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン 2014）」の改訂版策定のための検討を行う。第三部は 21 期、22 期と、理学・工学分野における科学・夢ロードマップを作成し、今後の科学技術の発展の行程と社会の様々な課題に対する科学的視点からの解決策の提案を示すとともに、それらを広く国民と共有することを図ってきた。

第 23 期では、科学者と国民との対話をさらに進めるために、科学技術の社会に与える影響と、規制が科学技術や社会と経済の発展に及ぼす影響などを対比させて考察し、科学技術の適切なマネジメントの方策を明らかにすることを目指している。いわば、社会と密接に関わっている科学技術の光と影の解明行うものである。

③第 23 期 1 年目の活動

(i) 部会等の開催

会員全員によって構成される第三部会を総会時と夏季に開催した。さらに、部の役員（部長、副部長、幹事 2 名）と副会長によって構成される拡大役員会と、分野別委員会委員長をも加えた拡大役員会を原則毎月交互に開催した。第三部会は、平成 26 年 10 月 2 日（総会時）、平成 27 年 4 月 9 日・10 日（総会時）に開催した。夏季第三部会を平成 27 年 8 月 26 日・27 日に高知工科大学永国寺キャンパスに於いて開催した。また同 26 日に、第三部及び中国・四国地区会議主催、高知工科大学共催により、市民公開講演会「市民に向けた巨大津波の最先端科学と正しい防災知識」を開催し、東日本大震災の経験を踏まえた防災・減災に向けた活動を行った。拡大役員会を平成 26 年 12 月 26 日、平成 27 年 2 月 27 日、4 月 24 日、6 月 19 日に開催し、分野別委員会委員長を含む拡大役員会を平成 26 年 11 月 21 日、平成 27 年 3 月 27 日、5 月 22 日、7 月 24 日、9 月 18 日に開催した。

(ii) 理学・工学分野の提言・報告

以下の 1 提言及び 1 報告を発出した。

- ・ [提言「神宮外苑の環境と新国立競技場の調和と向上に関する提言」](#) 環境学委員会都市と自然と環境分科会（H27. 4. 24）
- ・ [報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：電気電子工学分野」](#) 電気電子工学委員会 電気電子工学分野の参照基準検討分科会（H27. 7. 29）

(iii) 理学・工学分野のシンポジウム

以下の 24 件のシンポジウム等を第三部、分野別委員会又は関係分科会の主催により開催した。

- ・公開シンポジウム「中型高輝度放射光源に期待するこれからの科学技術」(H26. 10. 31)
- ・公開シンポジウム「キャビテーションに関するシンポジウム(第 17 回)」(H26. 11. 20～21)
- ・公開シンポジウム「第 4 回 計算力学シンポジウム」(H26. 12. 1)
- ・公開シンポジウム「人間力・社会力を強化する情報技術」(H26. 12. 5)
- ・CIRP シンポジウム 国家レベルの産業競争力強化の取り組み—欧米における生産技術研究開発プロジェクトの動向—(H26. 12. 11)
- ・公開シンポジウム「ナノ素材とナノ測定が拓くイノベーション」(H26. 12. 18)
- ・公開シンポジウム「国立自然史博物館の設立を望む」(H27. 1. 10)
- ・公開シンポジウム「神宮の森と東京オリンピック 2020 を考える」
—東京の誇りとする珠玉の森とオリンピックの調和をめざして—(H27. 2. 20)
- ・公開シンポジウム「第 6 回科学技術人材育成シンポジウム—科学技術コミュニケーションの展開と人材育成—」(H27. 2. 14)
- ・公開シンポジウム「情報学シンポジウム」(H27. 3. 9)
- ・公開シンポジウム「第 3 回国連防災世界会議における関連ワークショップ『ジオハザード軽減に向けた地球科学の人材育成：防災国際ネットワーク構築』」(H27. 3. 15)
- ・公開シンポジウム「人材育成のための材料工学とは
～学士課程教育の参照基準と科学・夢ロードマップ～」(H27. 3. 20)
- ・公開シンポジウム「国際光年記念シンポジウム」(H27. 4. 21)
- ・公開シンポジウム「第 61 回構造工学シンポジウム」(H27. 4. 25～26)
- ・公開シンポジウム「環境工学連合講演会」(H27. 5. 15)
- ・公開シンポジウム「われわれはどこに住めばよいのか？～地図を作り、読み、災害から身を守る～」の開催について(H27. 6. 20)
- ・公開シンポジウム「社会の安全目標とリスク・アプローチの役割」(H27. 6. 25)
- ・公開シンポジウム「安全工学シンポジウム 2015」(H27. 7. 2～7. 3)
- ・公開シンポジウム「学士課程教育における統計学分野の参照基準を考える」(H27. 7. 9)
- ・公開シンポジウム「原子力総合シンポジウム 2015」(H27. 7. 16)
- ・市民公開講演会「市民に向けた巨大津波の最先端
科学と正しい防災知識」(H27. 8. 26)
- ・公開シンポジウム「ロボット革命実現に向けて」
(H27. 9. 3)
- ・公開シンポジウム「ロボット技術者教育の課題と
解決法を探る」(H27. 9. 5)
- ・公開シンポジウム「大型レーザーによる高エネルギー密度科学研究の新展開」(H27. 9. 28)



H27. 8. 26、市民公開講演会（第三部及び中国・四国地区会議主催）の様子

6. 若手アカデミーの発足

平成 27 年 2 月 24 日に第 1 回会議が開催され、29 名の会員/連携会員からなる若手アカデミーが新たに発足し、代表（上田泰己）、副代表（狩野光伸）、幹事（隠岐さや香、住井英二郎）が選出された。平成 27 年 7 月 25、26 日には、第 2 回会議が合宿形式で開催され、(1)若手による学術の未来検討分科会（世話人：福永真弓、瀬山倫子）、(2)若手科学者ネットワーク分科会（世話人：宇南山卓、井藤彰）、(3)イノベーションに向けた社会連携分科会（世話人：吉田丈人、高山弘太郎）、(4)国際分科会（世話人：北村友人、竹村仁美）の設置が提案された。今後 4 つの分科会を中心としながら若手科学者の視点を反映させた活動を展開していく。各分科会の設置目的は以下のとおりである。



H27. 2. 24、第 1 回若手アカデミー会議後の記念撮影

(1) 若手による学術の未来検討分科会 若手アカデミーの前身である若手アカデミー委員会の下に時限設置（平成 24 年 3 月 16 日～平成 26 年 9 月 30 日）された「学術の未来検討分科会」で抽出された問題意識、及びその下で行われた調査結果と分析を引き継ぎ、以下のような課題に関して、若手研究者の視点からの学術に対する期待とその課題を解決する方策を検討する。
①学術への期待と課題（若手から／若手へ）、②研究者の理想像、ライフ・ワーク・バランス
③学術における人文社会科学 (4)若手から見た他分野との「学術融合」の可能性と課題

(2) 若手科学者ネットワーク分科会 広く内外の若手科学者との連携を図り、国内の若手研究者のネットワークを形成・維持することを通じて、若手科学者の抱えている意見の収集や若手科学者への問題の提起を行う。このような観点から、各種学協会との連絡窓口とし、相互の意見交換に関する以下の事項等を審議する。①若手科学者ネットワークの運営に関する事項、②若手科学者の意見収集と問題提起に関する事項

(3) イノベーションに向けた社会連携分科会 科学技術イノベーションをめぐる大変革時代が到来するなか、学術が目指すべき姿は、社会との連携を深めながら、広い視野に立って検討することが求められる。そこで、多様な学術分野の若手科学者から構成される若手アカデミーの下に分科会を設置し、ウェブサイトや出版を通じた社会への広報活動と、地方を含めた我が国全体の学術・行政・産業・NPO などの関係者との交流活動を通じて、若手科学者による社会連携を推進するとともに、社会連携のあり方や科学技術イノベーションの社会実装など、学術と社会の関係について検討を行う。

(4) 国際分科会 地球社会において、日本の学術はどのような役割を果たすべきか。また他国における学術の状況と比較してわが国の学術をどのように進めていくべきか。これらを、今後 20 年以上にわたってわが国の学術を牽引するべき若手科学者の立場から考え、また世界各国に次々設立されている若手研究者を主たる構成員とする学術組織である若手アカデミーとの連携によって実践していくために、本分科会を設置する。本分科会では、既に関係の深い国際的若手学術組織であるグローバルヤングアカデミーへの参画を通じ、他国の若手アカデミーとの交流を深め、また我が国との交流連携を深めるための催しを考案開催する。分科会は世界規模の問題を解決するために行動しこの目的のため他国のアカデミーと共同して国際的発信を行う。①日本の学術が地球社会において果たすべき役割とそのあるべき役割に照らした国内での活動指針に関する事、②若手アカデミーの国際的活動の推進及び若手アカデミーにおける国際的活動関連の連絡調整に関する事、③その他若手アカデミーの国際的活動に関する事。

7. 日本学術会議の10年後見直しをめぐる動き

(1) 経緯と報告書「日本学術会議の今後の展望について」の概要

平成9年11月、中央省庁等改革の一環として行政改革会議において日本学術会議の在り方についても検討が行われ、平成9年12月の行政改革会議最終報告では、「日本学術会議は、当面総務省に存置することとするが、今後その在り方について、総合科学技術会議で検討する」とされた。その後、内閣府に設置された総合科学技術会議（当時）において、日本学術会議の在り方についての検討が行われ、平成15年2月、「日本学術会議の在り方について」と題する意見具申が取りまとめられた。意見具申においては、日本学術会議の役割・機能、組織・機構等に関して「当面の改革案」が示されるとともに、同会議において結論に至らなかった設置形態の在り方を検討することを想定し、「今回の改革後10年以内に、新たに体制を整備して日本学術会議の在り方の検討を行う」とされた。

これを踏まえ、平成26年7月から内閣府特命担当大臣（科学技術政策）の下で「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」が開催され、7回にわたる議論を経て、平成27年3月20日、報告書「日本学術会議の今後の展望について」が取りまとめられ、公表された。報告書においては、上記のような改革をめぐる経緯、学術をめぐる近年の動向等を踏まえ、日本学術会議に期待される役割が示されるとともに、日本学術会議の今後のさらなる活性化に向けた様々な課題が提起された（概要については図1参照）。

有識者会議の最終回には、尾池和夫座長（京都造形芸術大学学長）から山口俊一内閣府特命担当大臣（科学技術政策）に報告書が手交された後、山口大臣から大西会長に対し、報告書を踏まえ、今後日本学術会議として主体的な見直しを進めていっていただきたい旨、発言があった。



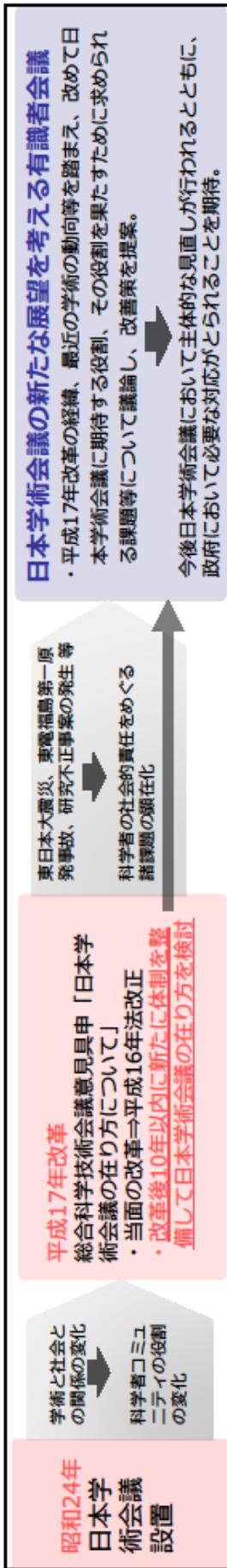
H27. 3. 20、山口科学技術担当大臣に報告書を手交する有識者会議の尾池座長（京都造形芸術大学学長）

(2) 報告書「日本学術会議の今後の展望について」への対応について

日本学術会議としては、有識者会議報告を本会議の更なる発展に向けた重要な提言と受け止め、着実に実施していきたいと考えており、既に取組を開始している。

具体的には、平成27年6月に日本経済団体連合会との意見交換会を開催し、今後も定期的に行うこととなった。また、今後、マスコミ関係者との意見交換会の実施についても検討していく。この他にも、平成27年4月以降、緊急事態への対応を含んだ防災減災分野での学協会・政府機関との連携強化のための日本学術会議内の委員会設置、課題別及び幹事会附置委員会等分野横断的な委員会設置に関わる規則改正によるこれらの統合、フューチャー・アースやGサイエンス会合の企画など国際活動の一層の活発化等を進めている。会員・連携会員による諸テーマに審議を通じて成果を公表することを基本的な活動スタイルとする日本学術会議においては、専門分野はもとより、男女、地域、年齢、所属組織等においてバランスよく会員・連携会員選考し、多様な考えを高い見識の下で集約することが求められており、会員選考でこれらの点を十分に生かすことができるよう内部での議論を深めていく。また、対外発表や発表したもののフォローアップを一層充実させるべきとの指摘があった。重要な発表については、記者発表を併用して、的確に報道がなされるように図るとともに、発表内容の英語訳、海外メディアへの紹介等にも努め、日本学術会議の内外におけるプレゼンスを高めるようにしていきたい。

日本学術会議の今後の展望について (概要)



日本学術会議 = わが国の科学者の内外に対する代表機関

(日本学術会議法第2条)

【組織としての存在意義、独自性】

- ・科学者の自律的な集団であること
- ・全ての学術分野の科学者を擁していること
- ・独立性が担保されていること

日本学術会議に期待される役割

- (1) 社会的な課題に対し我が国の学術の総合力を発揮した俯瞰的・学際的な見解を提示する「社会の知の源泉」としての役割
- (2) 学術をめぐる様々な論点、課題についての分野横断的な議論の場を提供し、学術界全体の取組をリードする「学術界のアシリテーター」としての役割
- (3) 学術と政府、産業界、国民等とのつながりの拠点となる「社会と学術のコミュニケーションの結節点」としての役割
- (4) 各国アカデミーや国際学術団体と連携し、地球規模の課題解決や世界の学術の進歩に積極的に貢献する「世界の中のアカデミー」としての役割

平成17年改革の成果と概括的評価

【活動面】

- ・緊急課題や新たな課題への機動的対応等の改革の趣旨・目的は実現されてきており、活動面においては着実に成果が上がっている。

【組織面】

- ・一部には改革で意図された成果が表れている。引き続き、改革の趣旨を尊重しつつ、運用面での工夫を重ねていくことを期待。

日本学術会議のさらなる活性化に向けて

= 日本学術会議が我が国のアカデミーとして求められる役割をさらに発揮するための改善策

1. 日本学術会議の活動の在り方

(1) 政府や社会に対する提言機能の強化

- ① 意見集約と決定のプロセス ⇒ テーマに応じたプロセスの選択、プロセスの明確化・透明化
- ② 事後の検証 ⇒ 改革後の各種取組の推進、外部評価制度の効果的・積極的活用
- ③ 緊急課題への対応 ⇒ 緊急時の役割等の会員等への周知、平常時から議論や関係機関等との意思疎通

(2) 科学者コミュニティ内のネットワークの強化と活用

- ① 学協会との連携 ⇒ 協働による活動の呼びかけ等を通じたより構造的・恒常的な関係構築
- ② 地域の科学者との連携 ⇒ 会員等選出に当たっての地区(バランス考慮、地区間の情報共有)の設定
- ③ 若手科学者の活動の促進 ⇒ 「若手アカデミー」の活動を通じた活動促進、実態の恒常的把握の仕組み検討

(3) 科学者コミュニティ外との連携・コミュニケーションの強化

- ① 広報・社会とのコミュニケーション活動 ⇒ メディアとの意見交換、広報の戦略化等
- ② 政府との関係 ⇒ 提言と政策推進の有機的連携、立場の明確化、課題分析力強化のための専門スタッフ増強
- ③ 産業界との関係 ⇒ 組織的・定期的な意見交換、産業界と若手科学者をつなぐ企画

(4) 世界のアカデミーとしての役割強化

- ① 国際学術活動への参画 ⇒ 全体像を描いた戦略的活動、事務局の体制強化
- ② 世界に向けた発信 ⇒ 必要性の高い国際会議への柔軟な予算措置、多言語による情報発信に向けた体制整備

2. 日本学術会議の組織としての在り方

(1) 会員・連携会員の在り方

- ① 意識、活動へのコミット ⇒ 社会的使命等の明確化・浸透、自発性を尊重した運用等
- ② 求められる人材と選出方法 ⇒ 現会員等への働きかけ、求める人材像や選出プロセスのオープン化等
- ③ 会員・連携会員の構成 ⇒ 産業界在籍者、若手科学者、地区バランスの配慮

(2) 組織としての継続性と発展性

⇒ 新たな知を取り入れるための新陳代謝と一定の継続性のバランス

(3) 組織形態

⇒ 求められる役割から国の「特別の機関」が相応しい、所在地は現在地より適した場所は見出せず

(4) 予算・事務局体制

⇒ 広報、国際等に係る事務局体制の強化、求められる役割を着実に果たすための予算の充実

8. 幹事会声明「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」の公表について

(1) 学術会議における検討の経緯

平成 27 年 6 月 8 日に出された文部科学大臣通知「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」（以下「6.8 通知」という。）は、「18 歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織の見直し」のため、「組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努める」対象として、「教育養成系並びに人文・社会科学系の大学・大学院」と明記した。それは広くメディアに取り上げられ、大学以外の場でも物議を醸すことになった。

この文言化に至る動きは、すでに平成 26 年秋以降、「産業競争力会議実行実現点検会合」の中で加速化しており、学術会議もそれを注視していた。また、6.8 通知発布直後から様々に示された批判や違和感は、人文・社会科学系の研究者に留まらず、自然科学系等の研究者からも聞かれた。

それを受けて、学術会議では、幹事会で意見交換を行い、幹事会声明「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」（以下「幹事会声明」という。）を発出した。程なく、第一部主催で緊急の公開シンポジウム「人文・社会科学と大学のゆくえ」の開催も決まった。

(2) 幹事会声明の公表（平成 27 年 7 月 23 日）

幹事会声明では、まず、総合的な学術の一翼を成す人文・社会科学には、その独自の役割に加えて、自然科学等との連携によって今日的課題解決に向かう役割が託されているという観点から、6.8 通知が人文・社会科学のみをことさらに取り出して、組織改編・廃止等に言及していることに疑義を呈した。また、今日の学生たちに求められているのは、現代世界において次々と生起する、一義的な正解の存在しない諸問題を学術的な視点で捉え、多様な見解を有する他者と対話し、それを通じて自身の考えを深める力であり、よって、教育における人文・社会科学を軽視することは大学教育全体を底の浅いものにしかねないことを指摘した。

その一方で、幹事会声明は、高度情報化やグローバル化等によって教育環境が著しく変化する中、人文・社会科学系の学部・大学院がどのような人材を養成しようとしているのか、学術全体に対して人文・社会科学分野の学問がどのような役割を果たし得るのかについて、人文・社会科学と関わる大学教員等が十分社会に説明してこなかった側面があることにも触れた。見方を変えれば、この点を検証して考究を深め、人文・社会科学の学知をその内外へとさらに開き、連携させて、教育と研究の質的向上に反映させることが、人文・社会科学の教育・研究に従事する者の務めとなろう。

こうしたことを受けて、学術会議としても、人口減少社会、国家財政再建の必要性等、現下の課題と国公立大学の役割分担についての考察を踏まえながら、大学のあり方に関する見解を提示していくことを明言して、声明を締めくくった。

なお、この幹事会声明は、その重要性に鑑みて英訳を作成し、学術会議における記者会見と同時に、全世界に公表した。

(3) 緊急公開シンポジウム「人文・社会科学と大学のゆくえ」(平成 27 年 7 月 31 日)

6.8通知を受けて緊急開催が決定したシンポジウムへの参加者は、受付記録によれば376名。会員31名、連携会員79名、そして全体の7割に相当する266名が一般参加であり、教員・研究者以外にも、大学職員、会社員・公務員、メディア関係者、学生・院生も少なくなかった。この数字は、6.8通知への関心の高さを示すとともに、学術会議に「大学を超えた議論の場」を望む期待が込められていたように感じる。

シンポジウムで人文・社会科学系の学問を学ぶ学生が発した「自分の研究をどう社会に伝えればいいのか」という率直な疑問は、6.8通知に学術会議がどう応えるかの糸口ともなるだろう。今回のシンポジウムをTwitterで知った参加者も多く、学術会議の存在と役割、発信のあり方を考える上でも、貴重な機会となった。



H27. 7. 31、シンポジウムの様子①



H27. 7. 31、シンポジウムの様子②

(4) 今後の方向性

幹事会声明や上記シンポジウムに対して、新聞や雑誌、ネット上等では、文部科学省関係者のみならず、一般からも反応が続いている。

9月の幹事会に文部科学省・常盤豊高等教育局長が出席して、文部科学省として「人文・社会科学系の学問の軽視」を明確に否定されたが、6.8通知は、*Times Higher Education*(2015. 9. 14)で“close”と訳されるなど国際的な議論の場でも取り上げられて、現在に至る。

こうした事情に配慮しつつ、学術会議としては、今後も幹事会声明の立場を堅持し、人文・社会科学のみならず、学術全体として、「大学という知の空間」の将来を見据えて、「6.8通知以降」を議論すべきと考えている。

6.8通知に至る流れを考えてみれば、1990年代以降、学術のグローバル化が急速に進化・深化する中で、アメリカ仕込みの成果主義や競争原理が我が国の学知に与えた影響は深く重い。一方で、グローバル化の中心となった東アジアに位置する我が国にとって、見習うべき「学術のモデル」はもはや欧米にはなく、独自の学術のあり方を創造・発信する時がきていることも確かである。この転換期において、人文・社会科学はどのような役割を果たすのか、また果たさねばならないのか。第一部附置の人文・社会科学振興に関する分科会や既存の国立大学に関する検討委員会での議論を相互に絡めながら、議論を続けていきたい。

6.8通知が露わにした問題は、「知」をめぐる我が国で起こっている諸々の出来事と、その根はしっかり繋がっている。

第 3 活動記録 (平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月)

平成 26 年

10.1 第 23 期日本学術会議発足

10.1～3 第 168 回総会 [日本学術会議講堂]

- ・ 第 23 期日本学術会議会員任命式 [首相官邸]
- ・ 互選の結果、大西隆会員が新会長に就任。
- ・ 大西新会長より新副会長の指名が行われ、向井千秋会員、井野瀬久美恵会員、花木啓祐会員が副会長に就任。
- ・ 会員の所属部の決定

10.2～6 第 16 回国際嗜癩医学会年次学術総会 [神奈川県]

10.17 会長談話「赤崎勇教授、天野浩教授、中村修二教授のノーベル物理学賞受賞を祝して」

赤崎勇教授、天野浩教授、中村修二教授のノーベル物理学賞受賞を祝して、日本学術会議会長談話を公表。

10.27～28 第 23 期連携会員説明会

10.25 東北地区会議主催学術講演会「加速器科学が未来を拓くー医療・ものづくり・生命科学への応用ー」[岩手県]

10.31 中部地区会議主催学術講演会「環境先進大学からの情報発信」[三重県]

11.3 九州・沖縄地区会議主催学術講演会「いのちの水と生きる～熊本から世界へ～」[熊本県]

11.7 日本学術会議主催学術フォーラム「ICTを生かした社会デザインと人材育成(社会デザインと多様性編)」[日本学術会議講堂]

11.14 北海道地区会議主催学術講演会「高齢化社会の食と医療～心身の健康のために～」[北海道]

11.29 日本学術会議主催学術フォーラム「東日本大震災・阪神淡路大震災等の経験を国際的にどう活かすか」[日本学術会議講堂]

12.3 九州・沖縄地区会議主催学術講演会「高齢化社会を支えるー地域医療と福祉テクノロジーー」[大分県]

12.6 中国・四国地区会議主催学術講演会「産官学連携による地域活性化」[島根県]

12.7 日本学術会議主催学術フォーラム「工学分野の参照基準とこれからの工学教育」[日本学術会議講堂]

12.11 共同声明「科学研究の健全性向上のための共同声明」

一般社団法人国立大学協会、一般社団法人公立大学協会、日本私立大学団体連合会及び日本学術会議の 4 者の連名で、我が国の学術界の責務として各団体が協力して研究の健全性向上のために活動することを宣言する共同声明を公表。



H26.10.27、第 23 期連携会員説明会 (第二部関係) の様子

平成 27 年

H27. 2. 5、日本学術会議主催
学術フォーラムの様子

1. 11 日本学術会議主催学術フォーラム「乳児を科学的に観る：保育実践政策学のために」〔日本学術会議講堂〕
1. 14～16 防災・減災に関する国際研究のための東京会議〔東京都〕
2. 5 日本学術会議主催学術フォーラム「科学研究における健全性の向上－研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインへの対応－」〔日本学術会議講堂〕

2. 27 提言「第 5 期科学技術基本計画のあり方に関する提言」

第 5 期科学技術基本計画において特に留意すべきこととして、①大学等のあり方、②基礎研究の重要性、③国際社会における我が国の学術のリーダーシップについて提言を行った。

3. 4 日本学術会議主催学術フォーラム「科学を変えるデータジャーナル－科学技術データの共有・利用の新たなプラットフォーム構築に向けて－」〔日本学術会議講堂〕

3. 6 回答「科学研究における健全性の向上について」

文部科学省科学技術・学術政策局長からの審議依頼を受け、①特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップの在り方等）、②研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務、並びに実験データ等の保存の期間及び方法（研究分野の特性に応じた検討）、③その他研究健全化に関する事項、④研究倫理教育に関する参照基準、⑤各大学の研究不正対応に関する規程のモデルについて審議し、平成 27 年 3 月に回答を公表・手交した。

3. 22 日本学術会議主催学術フォーラム「経済社会の変化に対応した経営学大学院のあり方」〔日本学術会議講堂〕

4. 3 会長談話「近藤次郎元会長に対する弔意」

第 13 期から第 15 期の日本学術会議会長を務められた近藤次郎先生の御逝去を受け、近藤次郎先生の日本学術会議への御貢献に深く感謝するとともに、哀悼の意を表する会長談話を公表。

4. 9～11 第 169 回総会〔日本学術会議講堂〕

- ・ 山口俊一内閣府特命担当大臣（科学技術政策）より御挨拶。
- ・ 天野浩先生、尾池和夫先生ご講演。

4. 23～30 北極科学サミット週間 2015〔富山県〕

4. 24 提言「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言－国民的合意形成に向けた暫定保管」



H27. 4. 9～11、第 169 回総会の様子

原子力委員会からの高レベル放射性廃棄物処分に関する審議依頼を受け、平成 24 年に「総量管理」及び「暫定保管」を大柱とする回答を行ったが、この回答で提示した提言を政府等が政策等に反映しやすくするために、より一層の具体化を図るべく、具体的な方策について技術と社会という総合的視点から検討を重ねた結果を提言として取りまとめた。

4.24 提言「神宮外苑の環境と新国立競技場の調和と向上に関する提言」

新国立競技場の建設にあたっては、周辺の環境に配慮することが明文化されているが、環境との調和については、十分な配慮が講じられているとはいえない状況となっていることから、人工地盤を見直し、神宮の森の生態系の特質を踏まえ、大地に根ざした水循環を可能とする「本物の森」を創り出すこと等の提言を行った。

5.7 G8 学術会議共同声明 / 安倍晋三内閣総理大臣に大西隆会長から手交〔首相官邸〕



H27.5.7、G8 学術会議共同声明を安倍総理に手交する様子

5.8 会長談話「ネパール科学技術アカデミーへのお見舞い」

4月25日に発生した非常に強い地震がネパールに被害をもたらしたことを受けて、大西会長は、ネパール科学技術アカデミー ポカレル会長に対し、被災者へのお見舞いと被災地の早期復旧・復興を祈念する旨のレターを发出。

5.14~18 第12回アジア栄養学会議〔神奈川県〕

5.15 会長談話「塚田裕三元会長に対する弔意」

12期において昭和58年5月から昭和60年7月まで会長を務められた塚田裕三先生の御逝去を受け、塚田裕三先生の日本学術会議への御貢献に深く感謝するとともに、哀悼の意を表する会長談話を公表。

5.15~17 第15回アジア学術会議〔カンボジア シェムリアップ〕

5.20 提言「東京都受動喫煙防止条例の制定を求める緊急提言」

2020年に東京でオリンピック・パラリンピックを開催することが決まり、従来の開催都市と同様の公共の場の禁煙が東京都の検討会で審議されたが、明確な結論は出なかった。五輪の場を国際水準に合わせるというだけでなく、飲食店員など受動喫煙を強いられる数百万人の労働者を守るため、東京都は速やかに法整備（条例化）を行い、公共の場を禁煙にするよう提言。

5.28 提言「未来を見すえた高校公民科倫理教育の創生—考える「倫理」>の実現に向けて—

現在の「倫理」教育は、思想史などの知識伝達に偏ったものになっており、内容の点でも、それが置かれている状況の点でも、その目標に合うものになっていないことから、①〈知識中心の「倫理」〉教育を〈考える「倫理」〉教育に転換すること、②〈考える「倫理」〉教育の実現に向けて環境を整備することを提言。

6.19 報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：社会福祉学分野」

平成22年7月回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」に基づき社会福祉学分野の参照基準を取りまとめ、公表。

- 6.20 日本学術会議主催学術フォーラム「われわれはどこに住めばよいのか？～地図を作り、読み、災害から身を守る～」〔日本学術会議講堂〕
- 6.21～24 第 7 回国際新興・再興豚病学会〔京都府〕
- 7.11 日本学術会議主催学術フォーラム「アジアのメガシティ東京 その現状と日本の役割」〔日本学術会議講堂〕
- 7.17 中部地区会議主催学術講演会「日本海地域の未来」〔富山県〕
- 7.23 幹事会声明「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」

平成 27 年 6 月 8 日に出された文部科学大臣通知「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」を受け、幹事会構成員間で意見交換を行った結果を幹事会声明としてまとめ、公表。

- 7.26～8.2 国際第四紀学連合第 19 回大会〔愛知県〕
- 8.3～7 第 17 回世界経済史会議〔京都府〕
- 8.3～8 第 9 回国際中欧・東欧研究協議会世界大会〔千葉県〕
- 7.29 報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上参照基準：電気電子工学分野」

平成 22 年 7 月回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」に基づき電気電子分野の参照基準を取りまとめ、公表。

- 8.5 第二部・北海道地区会議主催学術講演会「感染症との闘い」〔北海道〕
- 8.6 提言「科学者コミュニティにおける女性の参画を拡大する方策」

日本学術会議では、これまでも男女共同参画推進に関する提言等を発出してきたところであるが、今回、「第 4 次男女共同参画基本計画」への反映を念頭に置いて集中審議を行い、ポジティブ・アクションを拡充し、その実施状況、機能実態を調査・評価・公表・是正勧告する権限を有する専門機関を設置すべきである等の提言をまとめた。

- 8.26 第三部・中国・四国地区会議主催学術講演会「市民に向けた巨大津波の最先端科学と正しい防災知識」〔高知県〕
- 9.8 九州・沖縄地区会議主催学術講演会「水素元年—新しいエネルギー社会の構築に向けて—」〔福岡県〕
- 9.10 日本学術会議主催学術フォーラム「情報システムの利活用による農業の産業競争力向上」〔宮崎県〕
- 9.27～10.3 クォークマター2015：第 25 回相対論的原子核衝突国際会議〔兵庫県〕

声明「科学者の行動規範」(抄)

〔平成 18 年 10 月 3 日制定〕
〔平成 25 年 1 月 25 日改訂〕

I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(科学者の姿勢)

2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

II. 公正な研究

(研究活動)

7 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

8 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的

向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

9 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

10 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

Ⅲ. 社会の中の科学

(社会との対話)

11 科学者は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

12 科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

13 科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

Ⅳ. 法令の遵守など

(法令の遵守)

14 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

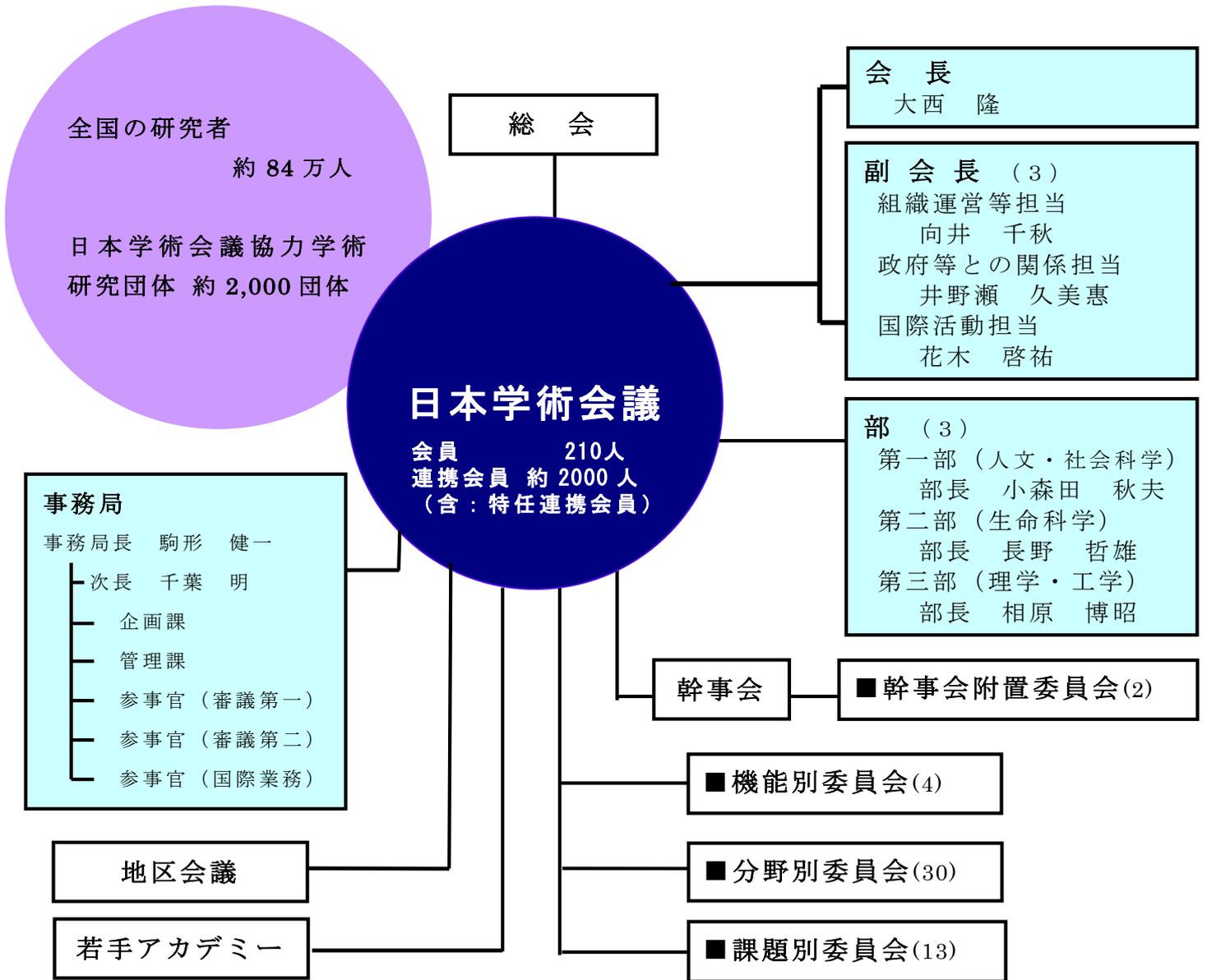
15 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

16 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(以上)

日本学術会議の組織



【お問い合わせ】

日本学術会議事務局企画課

〒106-8555

東京都港区六本木7-22-34

TEL 03-3403-3768

FAX 03-3403-1260

URL : <http://www.scj.go.jp>

E-mail : p225@scj.go.jp

【アクセス】

東京メトロ千代田線「乃木坂」駅
青山霊園方面5番出口 徒歩1分

